

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) に基づく行政処分について

1. 行政処分を受ける者

- (1) 事業者名
有限会社クオリティーサービス（和歌山県紀の川市粉河1210番地の4）
代表者 郷地 学（ごうち まなぶ）
- (2) 事業所名
訪問介護ステーションつくし（和歌山県紀の川市粉河1210番地の4）
- (3) サービスの種類
居宅介護、重度訪問介護
- (4) 指定年月日
平成18年10月1日

2. 行政処分の内容

- (1) 処分の内容：指定取消し（取消日：令和7年2月1日）
- (2) 処分決定日：令和6年12月19日

3. 行政処分の理由

- (1) 不正請求【障害者総合支援法第50条第1項第6号】
利用者1名に対する居宅介護サービスについて、実態と異なるサービス提供記録を作成し、実際には行われていないサービスに対する介護給付費（居宅介護サービス費）の請求を行った。
（不正請求期間：令和4年10月から令和6年5月分まで）
- (2) 虚偽報告【障害者総合支援法第50条第1項第7号】
県の監査において、事業者は実態と異なるサービス提供記録等の帳簿書類を県へ提出した。

4. 県が算定した不正請求額

約380万円

※市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項に基づき、上記金額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を返還請求することができる。

（連絡先）

福祉保健部 福祉保健政策局

障害福祉課 施設福祉班

担当：原田、鈴木

電話：073-441-2537

内線：2537